

# 第13次労働災害防止推進計画

平成30年3月

京 都 労 働 局

## (目次)

はじめに	1
1 計画のねらい	1
(1) 計画が目指す社会	1
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の目標	2
(4) 計画の評価と見直し	2
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	3
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	3
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性	5
(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性	8
(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性	9
(5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性	10
3 計画の重点事項	11
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
(6) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組	
4 重点事項ごとの具体的取組	11
(1) 死亡災害撲滅を目指した業種別・災害種別の重点対策の推進	11
(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止	11
(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	11
(ウ) 林業における伐木等作業の安全対策	12

( 2 ) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	1 2
ア 労働者の健康確保対策の強化	1 2
(ア) 企業における健康確保措置の推進	1 2
(イ) 産業医・産業保健機能の強化	1 2
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	1 2
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	1 3
(ア) メンタルヘルス不調の予防	1 3
(イ) パワーハラスメント対策の推進	1 3
エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進	1 3
オ 副業・兼業、テレワークへの対応	1 3
カ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施	1 3
( 3 ) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	1 4
ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対応	1 4
(ア) 第三次産業対策	1 4
(イ) 陸上貨物運送事業対策	1 4
(ウ) 転倒災害の防止	1 5
(エ) 腰痛の予防	1 5
(オ) 熱中症の予防	1 5
(カ) 交通労働災害対策	1 5
(キ) 職場における「危険の見える化」の推進	1 6
イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止	1 6
ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応	1 6
エ 技術革新への対応	1 6
( 4 ) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	1 6
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の推進	1 6
イ 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援	1 7
( 5 ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	1 7
ア 化学物質による健康障害防止対策	1 7

(ア) 化学物質による健康障害防止対策	17
(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	18
(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	18
イ 石綿による健康障害防止対策	18
(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止	18
(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	18
ウ 受動喫煙防止対策	19
エ 電離放射線による健康障害防止対策	19
オ 粉じん障害防止対策	19
(6) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組	19
ア 労働災害防止団体等の活動の促進	19
イ 関係行政機関との連携	19

## はじめに

国の労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の京都府下の状況を見ると、労働災害による死亡者の数(以下「死亡者数」という。)は長期的には減少しているものの、年により増減差が大きく、また第三次産業の労働者数の増加や労働人口の高齢化もあって、労働災害による休業4日以上死傷者の数(以下「死傷者数」という。)はかつてのような減少は望めない状況となっている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「京都労働局第13次労働災害防止推進計画」をここに策定する。

## 1 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とする働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければ

ならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

## (2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

## (3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることから、死亡災害の撲滅を目指して、第12次労働災害防止対策推進計画（平成25年から平成29年までの取組、以下「12次防」という。）期間と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を15%以上減少させる。

死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

重点とする業種の目標は以下のとおりとする。

- ・ 建設業、製造業及び林業については、12次防期間と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を15%以上減少させる。
- ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに減少させる。

上記以外の目標については、以下のとおりとする。

- ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者50人以上の事業場の割合を90%以上（ストレスチェックに取り組んでいる事業場83.9%：2017集計）とする。
- ・ 保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに減少させる。
- ・ 本推進計画期間の職場での熱中症による死傷者数を12次防期間と比較して、減少させる。

## (4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

京都府内における死亡災害は、昭和30年代後半には年間100人を超える尊い命が失われていたものが、近年は年間20人前後まで大きく改善している。

しかしながら、12次防で目標として取り組んだ、「11次防期間の死亡者数(95人)と比較して15%以上減少させる(80人以下)」については、平成30年1月末速報値において83人となっており、目標の達成には至らなかった。

平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の5年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業及び建設業の減少率は全業種平均を上回り、12次防の重点業種としての目標(製造業は5%以上、建設業は20%以上減少)は達成できたものの、建設業においては、依然として死亡災害全体の30%を占める状況にあり、引き続き重点業種として対策に取り組むことが必要である。また京都においては、林業についても12次防の重点業種として取り組み、目標の達成はできたものの、この間の死亡災害発生件数や強度率の高さを考慮すれば、重点業種として引き続き取り組むことが必要である(表1)。

これらの背景として、社会経済環境の変化とも相まって、様々な問題が顕在化してきていることが挙げられる。具体的には、年齢構成の偏りによる作業に習熟したベテラン労働者の不足、業務アウトソーシングの増加による現場管理の複雑化、生産設備の自動化等による異常時対応の困難化、装置産業における主要設備の高経年化に伴う劣化の進展等が課題となっている。

表1 労働災害防止計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)

	9次防 (平成10～14年)	10次防 (平成15～19年)	11次防 (平成20～24年)	12次防 (平成25～29年)
	(期間計)	(期間計)	(期間計)	(期間計)
製造業(人)	27	22	19	10
(9次防からの増減率(%))	-	18.5	29.6	63.0(43.3)
建設業(人)	64	36	33	26
(9次防からの増減率(%))	-	43.8	48.4	59.4(52.2)

陸上貨物運送事業(人)	26	17	10	17
(9次防からの増減率(%))	-	34.6	61.5	34.6( 53.4)
林業(人)	2	5	4	4
(9次防からの増減率(%))	-	150	100	100( - )
上記以外の業種(人)	40	40	29	26
(9次防からの増減率(%))	-	0	27.5	35.0( 35.8)
業種合計(人)	159	120	95	83
(9次防からの増減率(%))	-	24.5	40.3	47.8( 45.7)

\* 12次防( )内は全国を増減率

また、死亡労働災害の発生状況を、全体の減少率である47.8%を基準として、事故の型別に比較すると、最も多く減少したのは、はさまれ・巻き込まれの62.5%で次に墜落・転落の62.2%であり、何れも全国減少率よりも減少幅が上回っている。人数的には、交通事故の減少数が一番多いものの、12次防期間中の死亡者数は最も多い(表2)。

死亡災害が多発している建設業、製造業、陸上貨物運送事業の災害防止に重点的に取り組んだ結果、特に、陸上貨物運送事業で大幅に死亡災害が減少し、全体目標の達成に寄与したと考えられる。なお、第12次防期間中の3業種の合計は53人で、全業種の63.9%を占めている。

表2 労働災害防止計画期間ごとの事故の型別死亡災害の推移(9次防～12次防)

	9次防 (平成10～14年)	10次防 (平成15～19年)	11次防 (平成20～24年)	12次防 (平成25～29年)
	(期間計)	(期間計)	(期間計)	(期間計)
墜落・転落(人)	45	37	27	17
(9次防からの増減率(%))	-	17.8	40.0	62.2( 45.8)
崩壊・倒壊(人)	7	10	10	9
(9次防からの増減率(%))	-	42.9	42.9	28.6( 48.7)
激突され(人)	17	6	9	9
(9次防からの増減率(%))	-	64.7	47.1	47.1( 33.2)
はさまれ・巻き込まれ(人)	16	20	9	6
(9次防からの増減率(%))	-	25.0	43.8	62.5( 46.0)



交通事故(人)	53	29	17	23
(9次防からの増減率(%))	-	45.3	67.9	56.6( 60.6)
上記以外の事故の型(人)	21	18	23	19
(9次防からの増減率(%))	-	14.3	9.5	9.5( 23.8)
業種合計(人)	159	120	95	83
(9次防からの増減率(%))	-	24.5	40.3	47.8( 45.7)

\* 12次防( )内は全国の上増減率

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、平成10年(9次防)以降の20年間で16.7%の減少となっている。これを業種別に見ると、建設業と林業においては9次防期間の約半数、製造業は約3分の2となり、減少率は全業種平均を大幅に上回っている。一方で第三次産業の各業種については、全国平均の増加率を下回っているものの、労働者数の増加を考慮したとしても増加は著しい(表3)。

また、12次防の目標は「平成24年と比較して平成29年までに労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させ、2,098人以下とする」というものであるが、平成29年12月末において2,124人となり、目標の達成には至らなかった。

表3 労働災害防止計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)

	9次防 (平成10～14年)	10次防 (平成15～19年)	11次防 (平成20～24年)	12次防 (平成25～29年)
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
製造業(人)	676.6	622.2	509.6	451.0
(9次防からの増減率(%))	-	8.0	24.7	33.3( 36.1)
建設業(人)	687.4	500.4	352.2	318.3
(9次防からの増減率(%))	-	27.2	48.8	53.7( 43.6)
陸上貨物運送事業(人)	391.0	409.0	336.6	402.5
(9次防からの増減率(%))	-	4.6	13.9	2.9(▲11.9)
林業(人)	78.8	64.4	53.4	37.8
(9次防からの増減率(%))	-	18.3	32.2	52.0( 45.9)
小売業(人)		273.4	260.8	256.5
(9次防からの増減率(%))		-	4.6	6.2(13.6)

社会福祉施設(人)		131.4	165.6	214.5
(9次防からの増減率(%))		-	26.0	63.2(299.9)
飲食店(人)		103.0	111.6	114.5
(9次防からの増減率(%))		-	8.3	11.2(29.2)
業種合計(人)	2872.8	2782.6	2446.6	2394.3
(9次防からの増減率(%))	-	▲3.1	▲14.8	▲16.7(▲14.7)

\*12次防( )内は全国を増減率、また12次防は平成28年までの4年間平均

平成15年(10次防)以降の15年間の死傷災害を事故の型別に見ると、製造業においては「はさまれ・巻き込まれ」、また、建設業においては「墜落・転落」を重点に取り組んだ結果、減少幅が全業種平均を大きく上回っている一方で、「転倒」については、全業種において発生し、少しずつ増加している状況にある(表4)。

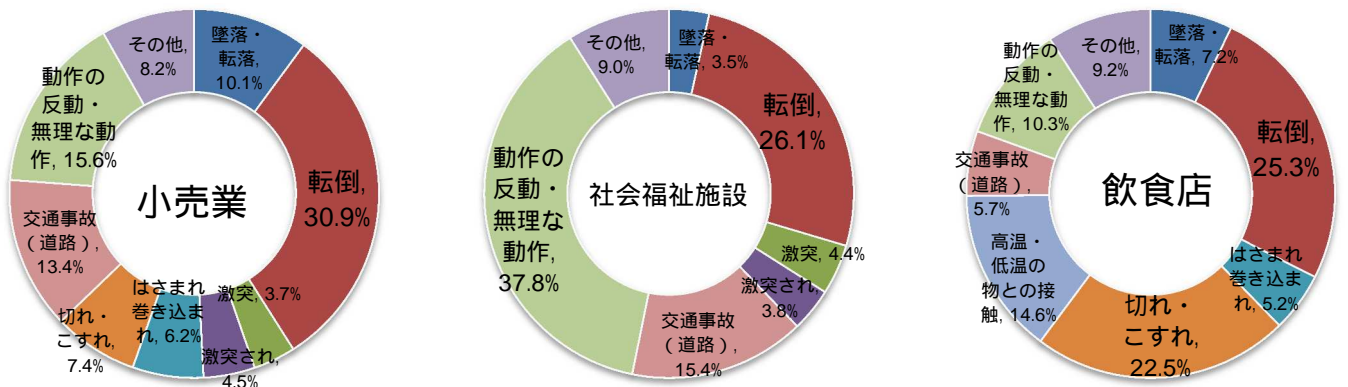
表4 労働災害防止計画期間ごとの事故の型別死傷災害の推移(10次防～12次防)

	10次防(15～19年)	11次防(20～24年)	12次防(25～29年)
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
墜落・転落(人)	516.6	411.2	386.8
(10次防からの増減率(%))	-	▲20.4	▲25.1(▲15.3)
転倒(人)	465.8	487.4	502.3
(10次防からの増減率(%))	-	4.6	7.8(13.1)
激突(人)	102.2	105.2	118.3
(10次防からの増減率(%))	-	2.9	15.8(▲8.3)
飛来・落下(人)	170.6	131.2	123.8
(10次防からの増減率(%))	-	▲23.1	▲27.4(▲28.8)
崩壊・倒壊(人)	51.8	48.2	47.3
(10次防からの増減率(%))	-	▲6.9	▲8.7(▲25.2)
激突され(人)	121.8	104.0	95.5
(10次防からの増減率(%))	-	▲14.6	▲21.6(▲18.3)
挟まれ・巻き込まれ(人)	363.8	277.0	267.8
(10次防からの増減率(%))	-	▲23.9	▲26.4(▲28.2)
切れ・こすれ(人)	246.8	181.8	153.0
(10次防からの増減率(%))	-	▲26.3	▲38.0(▲28.0)

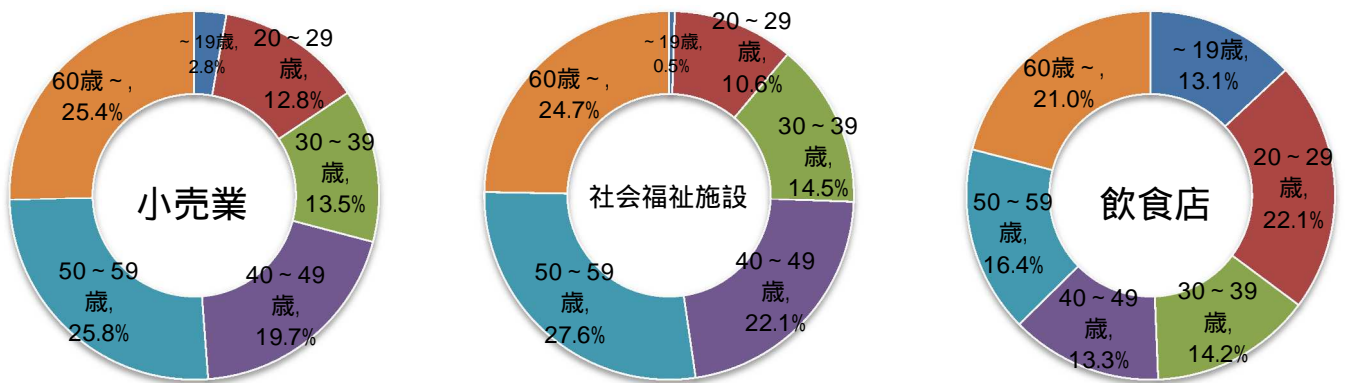
交通事故(人)	238.6	368.4	235.8
(10次防からの増減率(%))	-	54.4	▲1.2(▲10.2)
動作の反動・無理な動作(人)	373.6	367.8	367.0
(10次防からの増減率(%))	-	▲1.6	▲1.8(10.6)
業種合計(人)	2782.6	2446.6	2394.3
(10次防からの増減率(%))	-	▲12.1	▲14.0(▲11.2)

\*12次防( )内は全国の増減率、また12次防は平成28年までの4年間平均

その他、死傷者数が増加している第三次産業について、12次防期間中のデータから業種別に見ると、小売業や社会福祉施設においては、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」が多く、被災者の年齢も過半数は50歳以上であるが、飲食店については、「転倒」に加え、調理中の「切れ・こすれ」、「高温・低温の物との接触」が多く、30歳未満が3分の1を占め、50歳以上と拮抗している(図1、2)。



【図1】事故の型別死傷災害の割合【平成25年～28年の計】



【図2】年齢別死傷災害の割合【平成25年～28年の計】

社会福祉施設等における転倒災害の増加は、働き盛り世代の確保が難しい業種や高年齢労働者が参入しやすい業種において、高年齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でない場合が多いため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業では、危険性の高い機械や化学物質等を使用する機会が少ないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が足りず、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえると、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

### (3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

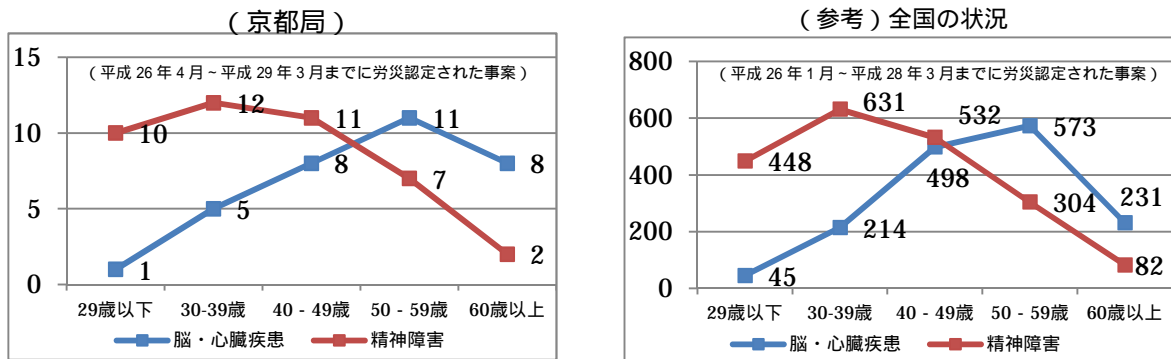
京都労働局が労働者 50 人以上の事業場を対象に実施した「平成 29 年度安全衛生基本調査（以下「基本調査」と言う。）」によると、メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業場は 93% を超えているが、現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。京都府内の過労死等で労災認定された事案数は、ここ数年は 20 人台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は、年間 4 人前後となっている（表 5）。また、過去 3 年間に過労死等で労災認定された事案を年齢階級別に見ると、「脳・心臓疾患」は 50 歳代、40・60 歳代の順で多く、「精神障害」は 30 歳代、40 歳代、29 歳以下の順で多くなっており、全国と同様の傾向を示している。（表 6）。

【表 5】脳・心臓疾患及び精神障害にかかる労災認定事案数の推移

区分		年度				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	9	7	14	8	11
	うち死亡の件数	0	3	8	2	2
精神障害	支給決定件数	18	8	15	15	12
	うち自殺の件数	3	1	1	2	2
支給決定件数の合計		27	15	29	23	23
うち死亡・自殺の合計		3	4	9	4	4
(注) 1 自殺は未遂を含む。 2 資料出所: 平成28年度「過労死等の労災補償状況」						

【表6】脳・心臓疾患、精神障害の発症時の年齢階級別の事案数



基本調査によると、「月45時間を超える時間外労働を行っている事業場」は58.9%となっており、長時間労働の実態が認められ、過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一步を踏み出している。

ストレスチェック制度においては、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要であるが、集団分析を実施した事業場は75%弱にとどまっており、また、ストレスチェックの結果、面接指導が必要とされた労働者であるにもかかわらず面接指導を受けた労働者は、ごく少数である。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するとともに、過労死等の実態把握や調査研究による実態解明を進めつつ、得られた知見に基づき対策を推進していくことが必要である。

#### (4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、

支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

基本調査において、「治療と職業生活の両立支援ガイドライン」を知っていたかとの問いに対し、「知っていた」と回答した事業場の割合は49.7%であり、また「現在両立支援の対象となる労働者はいますか」との問いに対し、「把握していない」と回答した事業場の割合は20.2%であった。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施させるとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

#### (5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約70,000種類におよび、毎年1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

欧米諸国においては、GHSに定められた分類手法に基づき、化学物質の製造又は輸入を行う事業者が、譲渡・提供する全ての化学物質について分類を行い、危険性又は有害性等のある物質についてラベル表示やSDS(安全データシート)交付を行う仕組みが整備されている。

一方、京都府下のSDS管理状況等を基本調査の結果でみると、「事業場で取り扱っている化学物質にSDS交付対象物質が含まれているか」との問いに対し、「含まれている」と回答のあった事業場は、全業種では30.6%(製造業では72.9%)であり、前回調査(平成27年度、29.6%)と比べほぼ同程度であるが、「含まれている」と回答のあった事業場のうち、SDSの備付状況は前回調査から4.3ポイント上回り89.0%(製造業では94.9%)であった。また、化学物質にかかるリスクアセスメント実施率も64.2%から68.5%に増加しており、僅かではあるが、問題意識を持って取り組んでいる事業場が増加していると判断できる。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある。

こうした状況及び国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握

できる仕組みの構築が厚生労働省（以下「本省」という。）において検討される状況にあることから、その結果に基づき対策を講じる。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2028年頃にピークを迎えるとされることを踏まえ、京都府内においても対策の強化に取り組むことが必要である。

### 3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の6項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組

### 4 重点事項ごとの具体的取組

#### (1) 死亡災害の撲滅を目指した業種別・災害種別の重点対策の推進

##### (ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち3分の1を超える状況にあることから、本省において検討される「墜落・転落災害防止対策の充実強化」等に基づき、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設職人基本法に基づく建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）により、国土交通省近畿地方整備局と連携し、基本計画に明記された所管の施策について、本省からの指示を踏まえて的確に取り組む。また、京都府が策定する計画の実施に関し、管内の労働災害発生状況の分析結果、国が実施する施策等に係る情報を積極的に提供するなど、連携を強化する。

##### (イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 経済産業省及び中央労働災害防止協会と連携して本省において実施されてい

る「製造業安全対策官民協議会」における安全対策の検討結果、協議会の成果を周知し、事業場の自主的な安全確保の取組を促進させる。

- ・ 本省が検討することとしている「製造時のリスクアセスメント等」、「高経年設備に係る対策」、「食料品製造業に対する職長教育の推進」等について、新施策が示された際にはこれを積極的に推進する。

#### **(ウ) 林業における伐木等作業の安全対策**

- ・ 死傷災害の多くがチェーンソーによる伐木等作業中に発生していることから、その一層の減少を図るため、「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について災防団体等と連携して取り組む。

### **(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進**

#### **ア 労働者の健康確保対策の強化**

##### **(ア) 企業における健康確保措置の推進**

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでに強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等とともに、労働者が自らも健康の保持増進に努められるよう、企業の積極的な取組を推進する。

##### **(イ) 産業医・産業保健機能の強化**

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進める。
- ・ 本省が検討することとしている「産業医の在り方」や「衛生委員会等の審議事項」等について、新施策が示された際には、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

#### **イ 過重労働による健康障害防止対策の推進**

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見



直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理が強化されることから、必要な対策を講じる。

## ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

### (ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進する。
- ・ 京都産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年健康保持増進のための指針公示第3号)に基づく取組を引き続き推進する。特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

### (イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて本省において開催された有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

## エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする。

## オ 副業・兼業、テレワークへの対応

- ・ 副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく。

また、これらの労働者の健康管理が、一体的かつ継続的に管理されるような方が本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間の管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

## カ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の過労死等調査研究センターにおける過労死等の労災保険給付請求事案に係るデータの収集や調査分

析等が継続され、引き続き疫学的な研究等を通じて過重労働と過労死等の相関等に関する客観的なデータの把握と分析が行われることから、その結果を踏まえ対策が示された際には、積極的に推進する。

### (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

#### ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

##### (ア) 第三次産業対策

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。本省においてこのような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について総合的に検討されることから、その結果を踏まえた対策が示された際には、積極的に推進する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

##### (イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の多くが荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 国土交通省近畿運輸局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ 本省が検討している「荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育」、「荷役作業における安全ガイドラインの見直しを含む荷役対策」等について、新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

### (ウ) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害のうちの2割強を占める転倒災害については、4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。また、本省が作成を予定している転倒災害防止に係るeラーニング教材を提供し、事業者に対する支援を行う。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

### (エ) 腰痛の予防

- ・ 腰痛災害について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策が本省において検討されることから、その結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部と連携し周知を図る。

### (オ) 熱中症の予防

- ・ JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業労働災害防止協会京都府支部等と連携し、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供等を行う。

### (カ) 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省近畿運輸局と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、京都府警察本部と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

特に、近年新聞販売店等サービス業における交通死亡災害が減少しないことから、業界団体等との連携による集団的手法により、交通労働災害防止対策を

推進する。

- ・ 事業用自動車運転業務に従事する労働者について、臨時的な雇用であっても、健康問題を原因とする交通労働災害を防止する観点から、事業者による適切な健康確保対策が行われるよう、本省において方策が検討されることから、新施策が示された際には、これを推進する。

#### **(キ) 職場における「危険の見える化」の推進**

- ・ 多様な働き方が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

#### **イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止**

- ・ 高年齢労働者については、転倒や腰痛が増加傾向にあること、また非正規雇用労働者等においては、作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育や危険体感教育等、それぞれの特性に応じた教育の実施を推進する。
- ・ 本省が検討するとしている「高年齢労働者対策」、「非正規雇用労働者対策」、「外国人労働者、技能実習生対策」、「障害を有する労働者対策」について、新施策が示された際にはこれを積極的に推進する。

#### **ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応**

- ・ 建設業における一人親方等については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施等、本省において必要な対応が検討されることから、新施策が示された際にはこれを積極的に推進する。

#### **エ 技術革新への対応**

- ・ AI や GPS 技術の急速な能力向上により、近い将来において、工場等の産業現場においても自律的に作業を行う機械の導入が進むと見込まれるため、こうした技術革新を見越した上で、本省において人と機械の安全な協働の方策等について検討していることから、新施策が示された際にはこれを積極的に推進する。

### **(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進**

#### **ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進**

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 京都府地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、本省において企業向け、医療機関向けマニュアルが作成されることから、京都産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組み作りを進めるため、京都産業保健総合支援センターに配置される「両立支援コーディネーター」等の活用を促進する。

#### イ 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- ・ 労災病院のリハビリテーション機関等において実施される研究成果を踏まえ、脊髄に損傷を負った労働者等の治療と仕事の両立について、障害者雇用施策との連携等、国の支援策の在り方が検討されることから、その結果を踏まえ、必要な対策を講じる。

### （５）化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### ア 化学物質による健康障害防止対策

##### （ア）化学物質による健康障害防止対策

- ・ 近年発生した胆管がん事案、膀胱がん事案等、遅発性の健康障害が発生したことに鑑み、化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっていることから、引き続き基礎資料の整備を進める。
- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっている物質を含め、ラベル表示及び SDS 交付の対象としている物質は 663 物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663 物質以外の化学物質の危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きも認められることを踏まえ、本省において検討される、ラベル表示及び SDS 交付の在り方について、その結果に基づき必要な対策を講じる。

- ・ 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、有害のおそれがあることを踏まえて必要な対策を講じることや化学物質の有害性情報を理解し、適切な措置が講じられるよう引き続き指導する。

#### **(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善**

- ・ 本省が、見直しや検討を予定している「作業改善の実効性を上げるための支援策」、「ラベル表示・SDS 交付対象物質の見直し」、「作業環境測定における作業態様に応じた測定・評価方法」、「総合的な健康確保対策が講じられる方策」、「化学物質の有害情報の的確な把握」、「がん等の遅発性の健康障害の把握」等について、新施策が示された際にはこれを積極的に推進する。

#### **(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実**

- ・ 事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、本省において、雇入れ時等の安全衛生教育の内容を充実させることが検討されていることから、その結果を踏まえ、必要な対策を講じる。

### **イ 石綿による健康障害防止対策**

#### **(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止**

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等が報告されている。このため建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え、事業者による石綿の把握漏れ防止の徹底や適切な石綿ばく露防止対策について周知する。また、本省が検討している石綿の使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について、その結果を踏まえ、必要な対策を講じる。
- ・ 労働安全衛生法に基づく届出等がなされていない工事や管理上問題が認められる事業場について、適正に指導する。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際には、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況に応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等のばく露防止対策の推進を図る。

#### **(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存**

- ・ 石綿をはじめ化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することから、事業者に対し、労働安全衛生法に基づき、個々の労働者の作業の記録やばく露の状況、作業環境測定結果、健康診断個人票の保存の徹底や、事業廃止時の労働基準監督署への関係記録の報告について、あらゆる機会を捉えて

周知徹底すること。

#### **ウ 受動喫煙防止対策**

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進するとともに、本省が実施する、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減や保護具の着用等による効果の検証結果に基づき、受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

#### **エ 電離放射線による健康障害防止対策**

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

#### **オ 粉じん障害防止対策**

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を実施し、トンネル工事に従事した労働者の健康確保対策の充実を図る。

### **(6) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組**

#### **ア 労働災害防止団体等の活動の促進**

京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会の活動を通じて、京都ゼロ災3か月運動、京都安全衛生大会等の労働災害防止に資する活動に対する支援を行い、独自に行う安全衛生活動の推進を図る。

#### **イ 関係行政機関との連携**

建設労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、石綿障害予防対策等について、安全、環境、健康等の他の行政施策との連携により、労働災害防止及び健康障害防止の取組が効果的に推進できることから、関係行政機関と緊密な連携を図る。